

令和4年3月

## 令和4年度保険料改定について

(令和4年4月から保険料が変更となります)

令和4年2月24日書面開催による第139回通常組合会において、保険料(医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)の改定が下記のとおり承認されました。

大変厳しい状況ではありますが、今後も国保財政の健全化、医療費の適正化に努めてまいりますので、被保険者のみなさまにおかれましてもご理解、ご協力をお願いします。

・令和4年度保険料(令和4年4月～令和5年3月分)

(一人あたり)

月額保険料		事業主	従業員	家族
医療給付費分	*改定	18,700円	9,500円	6,300円
後期高齢者支援金分	*改定	3,000円	3,000円	3,000円
介護納付金分	*改定	3,500円	3,500円	3,500円
後期高齢者組合員分	*据置	1,000円	1,000円	